

三重県社会福祉審議会（平成19年11月26日開催）議事録

開会

事務局より開会を宣言

健康福祉部長挨拶

新任委員の紹介

定足数の報告

委員総数19名中13名が出席、社会福祉審議会条例第6条第3項に規定する定足数(委員の過半数)を満たしていることを報告

議長挨拶

審議事項「子どもを虐待から守る条例」の見直しについて

宮川こども家庭室長

〔資料1～3に基づき説明〕

森下委員長

重要な内容でございますので、皆様方のご質問ご意見等いただきたいと思えます。
三重県だけですか、こうした虐待に関する条例があるのは。

宮川こども家庭室長

子ども条例といった条例、子どもに関する条例といった基本理念等を謳いました条例は全国に10程ございます。ただ、このような形で虐待のことに関しての条例と申しますのは三重県だけでございまして、これは16年3月に三重県議会のほうにおきまして議員提案という形で県議会の方から提案されましてできたものでございます。中身につきましては議会の方と執行部の方と充分打ち合わせていただいて16年3月に制定をされて4月から施行され、全国で今のところ三重県だけでございます。

森下委員長

大変ありがたいことだと思うんですが、現場に関わっていらっしゃる方々、保育園とか幼稚園など現場で一番悩ましいのは、虐待というのは、なかなか表に「出てこない」ということであります。三重県という風土は穏やかな風土でありまして、なかなか知っていても言ってくれないというケースがあるわけで、保育園、学童保育その他医療機関などで気

が付くというケースが多いと思うんですが、それまでの微妙なところですね、人のことを言うべきかどうかという風土がありまして、出てきにくいということが時としてあるわけです。

だが、法律の中では、虐待に気づいたら言わなければならないという規定があるわけですね。

宮川こども家庭室長

最初に説明をさせていただきました対応表の法律の第6条1項に児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは速やかにこれを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。義務となっております。そういう児童を発見したものは通告しなければならないという義務の規定になっておるところでございます。そしてその通告の結果が年次報告書の3ページでございます。法律では通告しなければならないとなっております。

その通告の虐待相談の経路でございますが、やはり法律に基づきます児童相談所への通告となっておりますので、やはり一番は市町の窓口機関を通じて児童相談所へあがってくる。これは例えば医療機関なり保育所等の福祉施設から市町へあがってきまして、市町からあがってきたということになりますので、児童相談所へ来たところでございます。一番が189件の市町の機関36%。学校から児童相談所へあがって来たものが92件、17.5%。あとは家族といった順番になっております。直接児童相談所へ相談していただいてもよろしいわけでございますけれど、ワンクッションおいた方がいいかもしれません。経路としてはこのような形になっております。

森下委員長

ということは罰則はないけれども、気づいた者は通告しなければならない。通告しないという不作為は義務を果たしていないということ。県の条例の方にはないわけですね。この表現は。

高鶴委員

養護学校が稲葉にあります。いなば園です。校長先生にお聞きしたら、やはり知的障がいのある人の虐待では、人間関係が上手く結べないというところで学校の先生も何として対応していいかわからないということを知りました。当事者、虐待をしている人にとってそれは虐待になるのかどうかというのかわかっていらない。

うちは娘の主人が子どもをかなり厳しく叱りつけてましたら、近隣の方から通告をされてかなり落ち込んで実家に帰ってしばらく戻って来なかったということがありました。過剰反応してもらっても困るなあと思いますけれども、どういうことが虐待になるの

かということをもっと若い親御さんにわかるように発信をしていかないとネグレクトといってもどこまでがネグレクトなのかわかってない。うちの子こんなやわと。

うちの息子が今35になります。その子が小学校の時に、お母さんが朝何でもいいのでお腹に入れとけばいいよな、とかっぱえびせんだけ食べていたということがありまして、その頃にはネグレクトという言葉もなかったですから、なんていう親だろうなと私らも呆れ、先生も呆れてきちんとご飯かパンを食べさせてくださいというふうにクラス懇談会で言われたこともあります。やはり親の食生活の意識は頭でっかちになっていて、そういう意識ばかり強い方々が自分のやっていることを考えずに世間から言われることに対してかなり攻撃的に、私ばかりなんて言われるのだとか、私はちゃんとしているのにということが一部であるような気がします。

どういう場でそういうものを出していけばいいのかちょっと私にもわかりませんけれども、こういうことっていうのはもう少し注意をして子育てしていかなければいけませんよとどこかで発信できればいいのでは。「児童虐待」というふうに大上段にすると、私には関係ないと思われるんじゃないかなと思います。

宮川こども家庭室長

高鶴委員のおっしゃるとおりでございまして、虐待と躰、どこまでが躰でどこからが虐待なのか。民法には懲戒権という権利も実は規定されております。躰というのは親の権限でもありまして、しなければならぬこととございまして。一般的に言われておりますのは子どもの人権を認めないのを虐待、子どもの人権を尊重するのが躰というふうに言われておりますが、果たして具体的に何かというと大変難しい問題とございまして。それで、私共としては先程も申し上げましたが、冊子の11ページに地域における子育て支援の充実とことこの記述がございまして。やはり親御さんは大変な子育ての中でわからないこととかストレスの問題とかいろいろ悩んでおられます。そういう中でいろんな子育ての情報交流のセンター、地域の子育て支援センター、放課後児童クラブ等とございまして。12ページにございまして、今年度から市町におきましては、こんにちは赤ちゃん事業というのがございまして、生後4ヶ月の子どもさんにつきましてすべての家庭を訪問するという事業も今年から取組んでいただいております。そしてそのこんにちは赤ちゃん事業に行った中で生後4ヶ月でございまして、行った中で育児支援をしていかななくてはいけない家庭がありましたら、そこを重点的にまた訪問をしてフォローしていくというのが、育児支援家庭の訪問授業とございまして。これも今年度からでございまして、今日も出席していただいておりますけれども県医師会におかれましては産前産後の保健指導という形で産科の先生と小児科の先生が協力していただきまして、生まれる前から小児科の先生を紹介していただいかりつけ医という形で親御さんの不安、産後鬱をなくするためのいろんな手立てというのを取組んでいただいております。そういう関係機関のいろんな相談機能によりまして、親御さん自身がまずは子育ての不安をなくしていただく。その上でこの通告制度とい

うのは虐待の恐れがあるとなっていますので、恐れがあって通告を受けた場合には誤報もたくさんあると。その中で誤報を受けた方の親御さん非常に心の問題でございますので、心のケアをしていかなければいけないというのも問題でございます。比較的他国では法律でそういう誤報の場合のフォローの制度というのも法律で定めてございますが、日本はそんなことは定めておりませんが、いただいたご意見も含めまして考えてまいりたいというふうに思っております。

森下委員長

高鶴委員さんのご指摘、大変重要だと思います。かっぱえびせんのお話がありましたが、実はかっぱえびせんどころではないんです。何も食べさせず朝はジュース一杯だけで済ますということも私は何べんも見聞きしています。かっぱえびせんをもらえるならまだいい方かもしれません。

田中委員さんこの点いかがですか。

田中委員

そうですね。朝ご飯を食べてこない子どもがいます。おにぎりを持って登園する子どもがいます。まだ良い方だと思います。子ども達に、お家の方に、朝ご飯の大切さを伝えていきます。子どもの食べる力、生きる力を育てる食育に取り組むようになりました。

森下委員長

ありがとうございます。

このごろ食育ということがまた改めて言われています。大事だと思うのですが、これも揺れていまして、外注でよろしい、むしろ外注の方がよいと言わんばかりに国は指導をしておられたわけですよ。経済的な視点からでしょうね。私も昔ヒアリングの場で厚労省に反論したことがありますけれど、国は逆のことを言っておられました。

他にいかがでございましょうか。

大西委員

来年4月からの規定のところを読んでほっとしたんですが、実は児相の方と話をして、児相で活動するのに限界があってなかなか中へ入れないというようなことで。これで何とかかなるのかなということで良かったなと思っているんですけども、先程宮川室長がおっしゃられました、僕が聞き間違えてなければなんですが、体罰はだめで懲戒は認められているんだということだと思っておりますが、明確なところはどうなんでしょうか。

それと三重県には年次で見ると虐待数が524件ということなんですが、全国的にみた場合、三重県の位置はどういうふうになっているんでしょうか。

宮川こども家庭室長

虐待と躰の差はどこにあるのかということをお願いしますが、体罰が躰なのか虐待なのかということは非常に微妙でございます。懲戒権というのはまた民法で規定されてまして、親が子どもを躰をするという権限があるんだという、それは親権の中に入っているんだというのがまた法律に残っています。

一方で虐待防止法というのがありまして身体的虐待、例えば夫婦喧嘩を子どもに見せるといったような心理的虐待、それから何も養育しないという怠慢、叩くということになりますと身体的虐待ということになりますが、一方で親に躰をする権利もあり、これが非常にわからないと。親は当然躰というふうに言います。虐待防止からいくと虐待ではないのかとこうなるわけですし、この辺が通告をいただいた場合に、果たして虐待なのか躰の範囲なのかということになるわけでございます。

実はこれほどまでに児相に強権的な権限を付与しなければならないというのは、今現在、年に虐待による死亡というのが50件を超えております。16年のデータを見ますと全国で53例58人子どもが死んでおります。虐待で死んでおります。心中は入っております。心中を含めると70件以上70人以上の子どもが死んでおります。53例と申しますと、全国47都道府県ございますので、各県に年に1回起こる。そして毎週1件起こっているというのが現在の死亡という現実でございます。

三重県でも1件、今年の2月だったと思うんですけども、生後2ヶ月の子どもさんを実家へ帰ったお母さんがお風呂へつけて死なせたというのがございました。国といたしましては虐待で子どもが死ぬ、殺されるということが絶対ないように、何としてもやってくんだという強い意気込みがございます。通告をして何としても防ぐんだと。本来の児童相談所というのは子どもの養育の相談を受けるところであったわけでございます。これだけ強権的な権限を付与されると、警察みたいになってくるんですけど、そうでなければ子どもの命がなかなか守られないということまできているというのが、現在の大変な状況だというふうに考えております。

全国の位置づけというのはちょっとそこまでデータを持っておりませんが、傾向といたしましてはやはり三重県は全国のいつも真ん中位におる。決して少なくはない。非常に三重県は事例が少ない県ではございません。データは持ってございません、申し訳ございません。

森下委員長

データはないけれども、説明にもあったように増加は一応止っていると、こういう状況でしたね。

他にいかがでございましょう。

増田委員

児童相談所に権限が付与され、非常に心強いことだと思うんですが、その専門家の現状はいかがなんでしょうか。やはり一件一件きめ細かく対応していき、コーディネーターとして走り回らなければならない。そうしたことに職員が対応できる環境を整えていただくということが大事だと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

宮川こども家庭室長

今、児童相談所におきましては、職員のスキルアップというのが大変な課題でございます。そして市町の窓口の方でも、大変今、課題になっておるところでございますけれど、これにつきましては児童福祉司というのが専門家の職員という形になっております。

現在32名の児童福祉司を児童相談所に配置をしております。それが市町につきましては今児童福祉司の資格者につきましては29のうち18の市町で設置をさせていただいております。児童福祉司というのは、社会福祉協議会が実施しております児童福祉司資格認定推進課程という結構厳しい研修になってますけれど、その認定を受けた者を増やしていくという形で今県でも毎年大体5名ずつくらいこの児童福祉司の数を増やしているということでございます。標準では人口5万人から8万人に1人配置するということですから三重県では58,343人に1人ということでございますので基準内になってますけど、今後ともこの児童福祉司の養成を進めてまいりたいということで考えております。

森下委員長

痛ましい問題でもあり、また微妙なことも含んでいますので、いろいろおありかと思いますが、よろしいでしょうか。三重県はこの条例をもって全国に先駆けて踏み込んで対応させていただいております。皆様ご承認いただけますか。ではそういうことで。

次に移らせていただきます。報告事項でございますが、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会にかかる名称変更及び所掌事務の追加について資料の4でございます。

報告事項1 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会にかかる名称変更及び所掌事務の追加について

宮川こども家庭室長

〔資料4に基づき説明〕

森下委員長

報告事項でございますけれど、ご意見ご質問等ございましたら。

伊藤委員

私は、三重県の男女共同参画審議会の委員をさせていただいております。3の の説明の中に現在の児童措置部会の～という項目について、「男女共同参画の趣旨を進めるとともに」ということですが、委員はどういった方が所属していらっしゃるのでしょうか。男性が多いということでしょうか。

宮川こども家庭室長

全て男性でございます。

伊藤委員

子どもに虐待をする対象者が実際には母親が多いという項目がございましたけれど、そういった意味では女性の立場、同じような視点をもっと必要ではないかなと思っております。

宮川こども家庭室長

今、弁護士の先生とかお医者さんとか大学の先生とか入っていただいておりますが、やはり女性の方が少なくなっておりまして、現在の措置部会今度は子ども相談支援部会でございますが、女性委員ゼロでございます。ですので、今回母子保健の関係者の方、保健師さん等に入っただけならばというふうに考えておるところでございます。

伊藤委員

なぜ子どもに虐待をしなければならない状況に追い込まれていくか解決していく上で非常に大きな視点になってくることがあると思うんです。私も学校に勤務している関係で虐待かなと思われるような事例に遭遇するときがあります。ご夫婦で離縁されて母親のほう子どもを引き取り、また新しい男性と一緒に生活する、そういったときにどうしても子どもさんにつらく当たるといった事例をたくさん聞いております。学校なんかでは子どもが何か症状を訴えていたときに保健室で対応させていただくわけですが、養護教諭から子どものこの傷はちょっとおかしいというような報告をもらい、実際に見させてもらって必要があれば保護者の方にお話をさせていただいたりします。あるいは亀山市には「子ども総合支援室」という組織がございますので、そちらの方に連絡、相談をさせていただきながら対応をさせていただくということがあります。この場は社会福祉審議会ではありますが、そういったことも気になりましたので、またご検討いただきたいと思います。

宮川こども家庭室長

今5人の委員がみえるんですが、今のところ女性委員がゼロでございましたので、今まではやはり児童相談所に来た子どもさんを親から切り離して利用施設へ措置しますので、ある意味強権的な部分ですので、そういう関係で弁護の方とか医者の方とか人権関係の大

学の先生とか入っていただいております。今度は新たに死亡事例の検証ということが入ってまいりますので、今委員のほうからのご意見でましたように取り合えず母子保健の関係の方が1名入ってきますけれども、また必要があれば新たに女性委員の追加ということもまた今後考えていきたい。事例検証をしなくて済むように願うばかりでございますけれども、来年またそういうことが出ました時にはまた今後とも審議会の方にもご報告を申し上げ、ご審議を賜われればと思っております。

森下委員長

よろしく申し上げます。他にございませんか。

それでは、次の報告事項に移ります。

報告事項2 「障がい者」の表記について

福田健康福祉企画室長

〔資料5に基づき説明〕

森下委員長

ありがとうございます。これについて何かご質問ご意見等ございますか。

中嶋委員

よくわかりましたけれど、もう決まったことでございますが、折角この審議会があるわけでございますから、ちょっとここでも諮っていただいて皆さんのご意見を賜ったらよかったのかなという気がいたしますし、障害者自立支援法なんていう国の法律でも「がい」が漢字で書いてあるわけでございますので、このひらがなにあんまりこだわって「形を作って魂入れず」ということでは困ります。決まったことでございますから報告事項で結構だと思いますけれども、今後あまりにこういうものが普及しなければやはり元にも戻すということも視野に入れて一度また考えていただきたいということで発言させていただきます。

向井健康福祉部長

ご意見ありがとうございます。資料5の最初でございますように表記の変更には止まることなく障がい者施策を進めるつもりでございます。実際こういうことが話題にもならないような社会を作っていくというのが本来一番大事だというふうに思っております。

森下委員長

私どもの現場ではすでに大方このひらがなに変えていると思います。これについて国はどのようなふうにお考えなんですか。

福田健康福祉企画室長

国の方ではこの6月7月で私共が短期間ですけど調査した段階では国の方は変えそうにない。表記は変更しない。それはある意味当然の帰結だなというふうにも思います。県の方でも市町、いろんな団体の方々それぞれお考えいただいて用いられている部分もごさいます。障がい者団体の方々についても全国、地域それぞれでございすけれど、敢えて漢字で書いておる団体もございすし、ひらがなに直そうと積極的な動きをされているところもございす。そこはそれぞれの主体的な判断に現在のところおまかせをしておると。

県の方も自らのことは変えるけれども他には要求しないという形で取組まさせていただきますという段階でございす。仰せのようにいろんな意見も当然ございすので、そういったものも全て受け入れる形で推移を見守っていきたいというふうなことで、中嶋委員からもご意見がありましたように新しい動きが出てくればまた対応する必要もありますし、きちっとした形で社会として統一できればその形が皆さん納得できて一番よろしいですから、そういうふうには思っております。

大西委員

障がいとかなで書いた場合に逆に障がいが見えにくくなっていくということはないでしょうか。

福田健康福祉企画室長

障がい者が見えにくいということは、障がいということ意識しないという意味でしょうか。

大西委員

そうじゃなくて、こういう障がいがあるから手を差し伸べなければいけないとか何とかそういうものがありますよね。その中で障がい者ということが見えにくくなるからいろんなことをしなくなってしまう。僕らの世代というのは漢字もひらがなも知っているからいいわけなんですけど、今の県の方針だと、これからの子どもたちはそのひらがなの「がい」しか知らなくなっていくわけですよね。そうした場合にやさしい心とかあたたかい心とか継続されていくのかっていう問題が残るのではないのでしょうか。

森下委員長

これで行くということで出ているわけですが、おっしゃるようないろんな意見がございす。これからの将来のためにも忌憚のない意見を交わしていくことが必要だと思います。

高鶴委員

私は知的障がい者の親ですので、障がい当事者ではありませんけれども、精神薄弱者と言われていたのが知的障がい者になりましたけれども、知的障がい者という言葉が定着していけば知的障がい者という名前で差別が起こってきますし、人の心の中に差別意識が起きるとするのは止めようがないと思うんです。「がい」の字を元の「害」に変えようと何にしようと障がいのない人から見たらやっぱり一番下だというふうに見られていくという人の心の中までは入っていけないわけです。私自身は表記が「害」という法律の名称がある限りはうちの会はひらがな表記する意志もありませんし、そのことを恐れてはいけないと思っています。ただ身体障がいの当事者の方々の中には「害」とであるとさわりがあることだというふうな読み方ができるという意見があるのも事実ですけれども、それは読み方であって社会の作る様々なものが害があつてさわりがあることだと思えばいいわけで、そこまでひねくれないといけないかなというのが正直な気持ちです。

森下委員長

高鶴さん、大西さんのようなお考えは多いと思いますし、当然だと思います。私も視覚障がい者福祉に長くかかわってきました、点字図書館長をつとめたこともございます。そのころ確か、新聞社の記者をつとめておられた方で視覚障がい者福祉に尽力された方が、視覚障がいの表記の仕方についていろいろ書かれた本を読みました。当事者の思いは大切にしながらも、社会の中に福祉への理解を深めていくためには、表記についてあまりこだわりすぎるのも如何なものか、盲人という言い方さえいけないという意見を聞いたが、人々が表現にむつかしさを意識するようなことにならないよう連帯感を広げていきたい、というような内容だったと思います。つまり当事者の思いを大切にしながら、広く意見を聞こうということですね。

他にはいかがでございますか。それでは様々な本音の議論をいただきましてありがとうございました。特にございませんでしたら、この件はこれを持ちまして。

中嶋委員

私ども、出産前後にお母さんがたの鬱、マタニティーブルーといいます鬱を避けるための取組を今やっております。小児科が産科の先生と連携してそういうお母さんを対象に指導していくということをやっております、虐待につながらないようにかかわっているところでございます。また、この間事例がございまして、北勢の方で4人兄弟のお母さんが離婚をされまして、新しい方と同棲を始められたとたんに、その4人が代わる代わるに捻挫とか整形外科的な病気で入院なさるわけです。小児科の先生が診ておられて、ずっと全体を見ておりますから、それぞれの「点」で見てなくて「面」で見ると4人兄弟が誰か入院をして退院するとまた入る。これはおかしいということで児童相談所に調査するよう依頼したところですが、そしたら児童相談所が「点」しか見ないんですね。その入院した子

が捻挫だから捻挫は運動でも起こるということで、事例がなかなか取上げられなかったわけでございます。そういうことで虐待というのは神経を尖らせて「点」じゃなくて「面」から見ていかないと見つからない事例も随分あるわけございまして、医療機関に虐待の情報があつたらすぐに連絡してほしいと私どもは通達して一生懸命やっておるわけございしますが、更に兎相におかれましてもスキルアップといいますが、そういう神経細かな事例検討を「点」だけでなく「面」でも見ていくという努力をしていただきたいという事例がございましたので、ひと事だけお話ししました。

高鶴委員

先程の委員に女性の方をという話もありましたけれど、メンバー見てもらってもわかるように、ちょっと年齢層が高いと。今若いお母さん方がどういことを困っているのか、どういう時にそういうふうな気持ちになるのかっていうのはやっぱり年齢が近い人じゃなと分からないと思いますので、そういう声を吸い上げるようなものが必要じゃないかと思ひます。ネットで調べてもらったらマタニティーブルーのブログやホームページ等もかなりありますので、やっぱり虐待に走りそうになって自分は踏みとどまったということもどなたも書かれていますので、三重県の方が作っているかどうかわかりませんが、もう少しお母さん方の気持ちを汲み取りながら犯人探しじゃない、再発を防止するんだと言われるのであればこういうところからも声をきちっと拾い上げて形にさせていただくようなことも考えていただきたいと思ひます。

宮村委員

今日は子どもの虐待ということを中心にお話しいただいたわけございしますが、昨日部長も参加いただいていたのですが、身体に障がいのある方の県大会があつてその講演の中で千葉県で障がいのある方々の差別のないまちづくり条例を作らないといけないということで民間の方が立ち上がつて行政の方を抱きこみ、知事さんにも本当に賛同いただいて、これが出来たという貴重なお話を聞いてお伺いしました。今日は虐待の条例ということでございすけれど、高齢者の方の虐待、これは法律で制度化されています。さらに子どもの虐待防止、こちらも法整備されています。障がいのある人の虐待についてはどうなんだろう。たしかに自立支援法の下では既に人権擁護とか虐待防止というのは文言としては謳われているものの、障がいのある方、今日は特に児童の虐待の中で出てきませんでしたが、身体に障がいのある人に対する身体拘束という大きな虐待があります。このような障がいのある方への虐待防止について、今日はその主管の方がお見えにならないのかわからないですけれど、千葉県のように積極的にお取組みいただけたらありがたいと思ひまして、一言お願いをさせていただきました。

向井部長

障がい者の権利擁護に関しましては、国の方でもこれからも進めていくことになっております。昨日の障がい者福祉大会の中でもこうした取組み、非常に先進的なものですが、市民グループの動きの中からはかなり難産されたとは伺っております。けれども、やはりそういう議論を盛り上げて、上から出していくのではなくて、やはり議論が盛り上がって例えば市民グループなり、例えば県議会からの議論の中でつくられています。そういったことについてはこれからも研究を進めてご意見を具体的にお伺いしながら、そういう運動を期待しながら、県としても様々な対策を進めてまいりたいと思っております。

森下委員長

本日の審議事項、報告事項、重要な内容でございますが、円滑にご審議いただきました。しかしその中で、いろいろとご意見もいただいております。今後検討を進めていただきますように心からお願いをいたしたいと思っております。長時間に渡りましてご審議いただきましてありがとうございました。